令和５年

第７回　農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第７回　農業委員会議事録

訓子府町告示の日	令和５年７月３日
訓子府町招集通知の日	令和５年７月３日
農業委員会開催場所	訓子府町役場２階会議室１
農業委員会開催日時	令和５年７月２０日㈭午後２時３０分
農業委員定数	１４名

出席委員

1．細　川　孝　雄	2．久　積　隆　志	3．佐々木直幸
4．佐　藤　浩　基	5．山田恵美子	6．川　脇　健　一
7．齊　藤　博　行	8．小　松　寿　治	9．林　　　浩　幸
10．髙　橋　茂　樹	11．泉　　　愉　美	12．山　本　拓　志
13．近　藤　　　覚	14．古　沢　栄　一	

欠席委員

署名委員

3．佐々木直幸　　4．佐　藤　浩　基

事務局職員

事務局長　今　田　和　則

業務係長　髙　内　淳　次

提出議案

議案第１号	訓子府町農業委員会会長の互選について
議案第２号	訓子府町農業委員会会長職務代理者の互選について
議案第３号	議席の決定について
議案第４号	議事録署名委員の指名について
議案第５号	農地部会及び農政部会の委員の互選について
議案第６号	各委員が担当する区域について

今田局長	定刻になりましたので、ただいまから第７回農業委員会を始めます。臨時議長を選出するまで、農業委員会事務局長の今田が進行を務めさせていただきます。 本日の総会は、改選後の初会議となりますが、会長が決まっておりませんので町長から招集をさせていただいております。農業委員会の総会は会長が議長となり会議を進める規定でございますが、会長が選出されるまでの間、地方自治法第１０７条の「議長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行う」規定を準用し、出席委員のうち、久積隆志委員が最年長となりますので臨時議長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。 ――異議なしの声――
今田局長	それでは、久積委員議長席へお願いいたします。
臨時議長 （久積委員）	臨時議長の職務を務めさせていただきます久積です。よろしくお願いいたします。 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。事務局お願いします。
今田局長	本日の出席委員は１４名全員の出席です。
臨時議長	報告のとおり、１４名の委員全員が出席しており、本日の総会は成立していることを確認いたしました。 それでは、議案にそって進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
	――議案第１号――
臨時議長	議案第１号「訓子府町農業委員会会長の互選について」を議題とします。 農業委員会等に関する法律第５条第２項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と定められていますが、互選の方法について、お諮りいたします。
山田委員	「選考委員会による指名推薦」でお願いします。
臨時議長	ただいま、山田委員から「選考委員会による指名推薦」の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。 ――異議なしの声――
臨時議長	異議なしと認めます。 それでは選考委員の選出方法についてはどのようにしますか。
山田委員	２期目となる委員が半数の７名おりますので、この中から川北・川南それぞれに属している委員を２名ずつ計４名選出することとし、川北からは山本委員と近藤委員、川南からは佐々木委員と川脇委員を選考委員として選出したいと思いますがいかがでしょうか。
臨時議長	ただいま、山田委員から「２期目となる委員から川北・川南それぞれ２名ずつ計４名選出し、川北からは山本委員と近藤委員、川南から

	は佐々木委員と川脇委員を選考委員として選出してはいかがですか」との発言がありましたが、これにご異議ありませんか。
	――異議なしの声――
臨時議長	異議なしと認め、山本委員、近藤委員、佐々木委員、川脇委員の４名を選考委員として選出することに決定いたしました。 ここで、選考委員会を開催するため、暫時休憩します。
	（休憩）
	（再開）
臨時議長	それでは、会議を再開します。 選考委員会の結果について、代表の方から報告をお願いします。
佐々木委員	ただいまの選考委員会において、私が選考委員の代表に推薦されましたので、私から選考委員会の結果を報告させていただきます。 会長職の選考に当たり慎重に協議をした結果、これまで４期務められ、農業委員の経験も豊富であり、これからの農業委員会をまとめていくために細川委員に会長職を引き続きお願いしたいという判断に至りましたので、よろしくお願いいたします。
臨時議長	お諮りいたします。ただいま、選考委員会から細川委員を会長に推薦する旨の報告がありましたが、これにご異議ありませんか。
	――異議なしの声――
臨時議長	異議なしと認め、訓子府町農業委員会会長に細川委員が選出されました。それでは、会長に選出されました細川委員からごあいさつをいただきます。
細川会長	この度、訓子府町農業委員会の会長を引き続き担うことになりまして、改めて身の引き締まる思いでございます。 これからの３年間、会長として農業委員会をまとめ、役割と責任を果たすべく、皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	―満場の拍手―
臨時議長	会長が決まりましたので、議長を交代します。ご協力ありがとうございました。
	―議長交代―
議　　長 （細川会長）	久積委員、お疲れ様でした。それでは、代わりまして私が議長を務めさせていただきます。
	――議案第２号――
議　　長	議案第２号「訓子府町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題といたします。 互選の方法について、お諮りいたします。
山田委員	会長選出の選考と同じように、「選考委員会による指名推薦」でお願いします。

議　　長	ただいま、山田委員より、「選考委員会による指名推薦」の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。 ――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。選考委員につきましては、先ほどの会長選出と同じ委員でよろしいですか。 ――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。 それでは選考委員会を開催するため、暫時休憩します。 （休憩） （再開）
議　　長	それでは、会議を再開します。 選考委員会の結果について、代表の方から報告をお願いします。
佐々木委員	ご報告いたします。選考委員会において会長職務代理者には久積委員を推薦することに決定しましたので、よろしくお願いいたします。
議　　長	それでは、お諮りいたします。ただいま選考委員会から久積委員を会長職務代理者に推薦する旨の報告がありましたが、これにご異議ありませんか。 ――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認め、訓子府町農業委員会会長職務代理者に久積委員が選出されました。選出された久積委員、ごあいさつをお願いいたします。
久積会長職務代理者	議席で失礼させていただきます。ただいま、ご紹介いただきました久積でございます。細川会長のもと、委員の皆様のご協力をいただきながら務めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	――議案第３号――
議　　長	議案第３号「議席の決定」を議題といたします。 今後の総会における議席の決定を行います。 議席につきましては、訓子府町農業委員会会議規則第７条第１項の規定により、「議席は、任命後の最初の会議のとき抽せんで定める」とされております。 これより、くじ引きによる議席の決定を行います。方法は、ただいまご着席いただいております席の状態で、反時計回りにくじを引き、その結果を議席といたします。なお、会長及び会長職務代理者の議席については、会議の運営上それぞれ１番が会長、２番が会長職務代理者とさせていただきます。 このように議席を決めたいと思いますが、ご異議ありませんか。 ――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。それでは、事務局くじ引きを行ってください。 ―くじ引きを行なう―

議　　長	くじ引きが終わり、議席が決まりましたので、事務局報告をお願いします。
高内係長	くじ引きの結果をご報告いたします。 １番細川委員、２番久積委員、３番佐々木委員、４番佐藤委員、５番山田委員、６番川脇委員、７番齊藤委員、８番小松委員、９番林委員、10番髙橋委員、11番泉委員、12番山本委員、13番近藤委員、14番古沢委員であります。
	――議案第４号――
議　　長	議案第４号「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。 議長指名とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 ――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。議事録署名委員は３番佐々木委員、４番佐藤委員を指名いたします。
	――議案第５号――
議　　長	議案第５号「農地部会及び農政部会の互選について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします
今田局長	各部会の互選に入る前に農業委員会の組織についてご説明いたします。 訓子府町農業委員会会議規則第１９条の規定により、農業委員会に農地部会と農政部会を置くこと、また、委員はいずれかの部会に属し、それぞれの部会には部会長と職務代理者を置くものとしております。 なお、会の運営上、農政部会長は会長職務代理者が兼務することとしており、すでに決定しております。又、これから選任する農地部会長は農地移動適正化あっせん審議会会長を兼務することとなっております。 各委員がどの部会に属するかについては、会長と会長職務代理者に一任することとし、それを踏まえ、農地部会長及び各部会の職務代理者については、先ほどの選考委員会による指名推薦としたいと思います。
議　　長	ただいま、事務局から説明がありました取り扱いと互選方法について、ご異議ありませんか。 ――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。 ここで、部会構成の決定及び選考委員会を開催するため、暫時休憩とします。 （休憩）

	（再開）
議　　長	それでは、会議を再開します。 各部会の構成員について、会長職務代理者から報告をお願いします。
久積会長職務代理者	各部会の構成員について発表します。 まず、農地部会です。部会長は林委員、部会長職務代理者に山本委員、委員は山田委員、川脇委員、古沢委員、髙橋委員、泉委員、細川会長となります。続いて農政部会です。部会長は私久積、部会長職務代理者に近藤委員、委員は佐々木委員、佐藤委員、齊藤委員、小松委員、泉委員、細川会長となります。 なお、部会の公平を期すため中立委員である泉委員と細川会長は両部会に属すことといたします。
議　　長	ただいま、会長職務代理者から報告がありました。これにご異議ありませんか。
	――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。 以上、報告のとおり決定いたしました。
	――議案第６号――
議　　長	議案第６号「各委員が担当する区域について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
今田局長	現制度において、農業委員会には「農地利用最適化推進委員」を設置しなければならないこととされていますが、政令で定める基準にある遊休農地率１％以下かつ農地集積率７０％以上に該当する市町村は、推進委員を委嘱しないことができることから、この基準に合致している本町では推進委員を設置しておりません。この場合、農業委員会は各担当する区域を定めなければならないとされていることから、各委員の担当区域を定めるものでございます。 なお、各担当区域の配置につきましては、一区域に必ず２人以上及びその中で主担当と副担当を配置することとしております。農業委員１４人に対し担当区域は１９あることから、１人の委員が複数区域を担当することがございますことをご了承願います。 また、配置の調整については会長と会長職務代理者に一任することとしたいと思います。
議　　長	ただいま事務局から説明があった担当区域については、会長と会長職務代理者に配置を一任することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	――意見なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。 それでは、各委員の担当区域を決めるため、暫時休憩します。
	（休憩）

	（再開）
議　　長	それでは、会議を再開します。 各委員の担当区域については、会長職務代理者から報告をお願いします。
久積会長 職務代理者	それでは発表します。先に区域名、その区域の主担当、副担当の順で発表します。 穂波区域、主担当細川委員、副担当古沢委員 柏丘区域、主担当山本委員、副担当細川委員、泉委員 日出区域、主担当古沢委員、副担当山本委員 大谷区域、主担当髙橋委員、副担当佐々木委員 実郷区域、主担当佐々木委員、副担当小松委員 緑丘区域、主担当髙橋委員、副担当佐々木委員 協成区域、主担当川脇委員、副担当林委員 開盛区域、主担当川脇委員、副担当林委員 常盤区域、主担当川脇委員、副担当林委員 美園区域、主担当山本委員、副担当細川委員 豊坂区域、主担当久積委員、副担当髙橋委員 清住区域、主担当久積委員、副担当古沢委員 西富区域、主担当小松委員、副担当久積委員 北栄区域、主担当林委員、副担当齊藤委員、泉委員 駒里区域、主担当林委員、副担当細川委員、泉委員 弥生区域、主担当佐藤委員、副担当近藤委員、山田委員 福野区域、主担当近藤委員、副担当山田委員、佐藤委員 高園区域、主担当佐藤委員、副担当齊藤委員、山田委員 中央区域、主担当小松委員、副担当齊藤委員 以上であります。
議　　長	ただいま、会長職務代理者から発表がありましたとおり各委員の担当区域を定めたいのですが、ご異議ありませんか。 ――異議なしの声――
議　　長	異議なしと認めます。
議　　長	以上で本日の議件を全部終了いたしました。

左記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和５年７月２０日

訓子府町農業委員会

会長　細　川　孝　雄

議　　長

署名委員　３番

署名委員　４番